６の２　規則第14条の２の報告書の様式

伐 採 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

　市町村長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者　氏名

　　年　　月　　日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

　１　森林の所在場所

|  |
| --- |
| 市　　　　　　　　町  　 　　 　　　 　　　大字　　　　　　　　字　　　　　　　　地番  　　　　 　 　郡　　　　　　　　村 |

２　伐採の実施状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 伐採面積 | | ha(うち人工林　　ha、天然林　　ha) | | |
| 伐採方法 | | 皆伐・択伐 | 伐採率 | ％ |
|  | 森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無 | 有　・　無 | | |
| 作業委託先 | |  | | |
| 伐採樹種 | |  | | |
| 伐採齢 | |  | | |
| 伐採の期間 | |  | | |
| 集材方法 | | 集材路・架線・その他（　　　　） | | |
|  | 集材路の幅員・延長 | 幅員　　　　ｍ　・　延長　　　　ｍ | | |

３　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　森林の所在場所ごとに記載すること。

３　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

４　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

５　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

６　伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

伐 採 後 の 造 林 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　市町村長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者　氏名

　　年　　月　　日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

　１　森林の所在場所

|  |
| --- |
| 市　　　　　　　　町  　 　　 　　　 　　　大字　　　　　　　　字　　　　　　　　地番  　　　　 　 　郡　　　　　　　　村 |

　２　伐採後の造林の実施状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 造林の  方　法 | 造林の  期　間 | 造　林  樹　種 | 樹種別の  造林面積 | 樹種別の  造林本数 | 作　業  委託先 | 鳥獣害  対　策 |
| 人工造林 |  |  |  | ha | 本 |  |  |
| 天然更新 |  |  |  | ha | 本 |  |  |

３　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　森林の所在場所ごとに記載すること。

３　造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。

４　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

５　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

６　人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

７　天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

８　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。